1.2　「加盟国」とは、次条に規定する条件を満たす国をいう。

1.3　「単一の郵便境域」とは、連合の文書の締約国が、連合の文書に定める条件に従い、継越しの自由を尊重した上で郵便物の相互交換を確保し、及び他の領域又は地域からの継越郵便物を差別することなく自国の郵便物と同様に取り扱う義務を負う境域をいう。

1.4　「継越しの自由」とは、仲介加盟国が、連合の文書に定める条件に従い、内国制度における郵便物に対する取扱いと同様の取扱いにより、他の加盟国への継越しのために引き渡された郵便物を送達することを確保する原則をいう。

1.5　削除

1.6　削除

1.6の二　「郵便物」とは、通常郵便物、小包郵便物、郵便為替証書等加盟国の指定された事業体により差し出される個々の物を意味する包括的な用語であり、その詳細は、万国郵便条約（以下「条約」という。）、連合の約定（第二十二条に規定するもの）及びこれらの施行規則において定める。

1.7　「指定された事業体」とは、郵便業務を運営し、及び自国の領域において連合の文書から生ずる関連する義務を履行するために、加盟国によつて正式に指定された政府機関又は非政府機関をいう。

1.8　「留保」とは、加盟国が、連合の文書（憲章及び一般規則を除く。）の規定の自国への適用上その法的効果を排除し、又は変更することを意図する例外条項をいう。いずれの留保も、前文及び前条に規定する連合の趣旨及び目的と両立するものでなければならない。留保については、正当な理由を有するものとし、及び当該留保が対象とする文書の承認に必要な多数によつて承認されなければならず、また、当該文書に係る最終議定書に規定する。

第四条

憲章第四条を次のように改める。

第四条　例外的関係

1　自国の指定された事業体が連合に包含されない地域のために郵便業務を代行する加盟国は、他の加盟国の仲介者となるものとする。条約及びその施行規則の規定は、この例外的関係に適用する。

第五条

憲章第八条を次のように改める。

第八条　限定連合、特別取極

1　加盟国又は、加盟国の法令に反しない限り、その指定された事業体は、限定連合を設立し、及び郵便業務に関する特別取極を締結することができる。ただし、関係加盟国が締約国となつている文書の規定よりも公衆に不利な規定をその特別取極に入れないことを条件とする。

2　限定連合は、連合が開催する大会議、管理理事会、郵便業務理事会、小会議その他の会議にオブザーバーを派遣することができる。

3　連合は、限定連合の大会議、小会議その他の会議にオブザーバーを派遣することができる。

第六条

憲章第九条を次のように改める。

第九条　国際連合との関係

1　連合と国際連合との関係は、その本文がこの憲章に附属している協定によつて規律される。

第七条

憲章第十一条を次のように改める。

第十一条　連合への加入又は加盟、手続

1　国際連合加盟国は、連合に加入することができる。

2　国際連合加盟国でない主権国は、連合員としての加盟を請求することができる。

3　連合への加入又は加盟請求の文書は、憲章その他連合の義務的な文書への加入の正式の宣言を伴わなければならない。その加入又は加盟請求の文書は、関係国政府が国際事務局長に送付するものとし、同事務局長は、加入を通告し、又は加盟請求について加盟国に諮問する。

4　国際連合加盟国でない国は、その請求が加盟国の少なくとも三分の二によつて承認された場合には、連合員として加盟したものとされる。諮問の日から起算して四箇月以内に自国の回答が国際事務局によつて受領されなかつた加盟国は、棄権したものとみなされる。物理的手段又は安全な電子的手段により同事務局に提出される回答には、関係する加盟国の政府当局から正当に委任を受けた代表者が署名しなければならない。この4の規定の適用上、「安全な電子的手段」とは、データの処理、保管及び送信のために使用されるあらゆる電子的手段であつて、加盟国による回答の提出の際にそのデータの完全性、保全性及び秘密性を確保するものをいう。

5　加入又は連合員としての加盟は、国際事務局長が加盟国政府に通告する。加入又は加盟は、その通告の日から効力を生ずる。

第八条

憲章第十二条を次のように改める。

第十二条　連合からの脱退、手続

1　各加盟国は、関係国政府が国際事務局長に対して行う憲章の廃棄通告によつて、連合から脱退する権能を有するものとし、同事務局長は、この通告を加盟国政府に通知する。

2　連合からの脱退は、国際事務局長が1の廃棄通告を受領した日から起算して一年の期間が満了した時に効力を生ずる。

第九条

憲章第二十一条を次のように改める。

第二十一条　連合の経費、加盟国の分担金

1　各大会議は、次の経費の最高限度額を定める。

1.1　連合の年次経費

1.2　次回の大会議の開催に係る経費

2　1に規定する経費の最高限度額は、やむを得ない場合には、一般規則の関係規定に従うことを条件として、超過することができる。

3　連合の経費（2の規定に基づく超過分を含む。）は、加盟国が共同で負担する。このため、各加盟国は、一般規則に定める関係規定に従つて、自国が属することを希望する分担等級を選定する。

4　第十一条の規定による加入又は加盟の場合にも、関係国は、同様に、一般規則に定める関係規定に従つて、連合の経費の分担上自国が属することを希望する分担等級を選定する。

第十条

憲章第二十二条を次のように改める。

第二十二条　連合の文書

1　憲章は、連合の基本的文書とする。憲章は、連合の組織規定を内容とし、留保の対象とならない。